

年少労働広報資料第三号

働く年少者と労働の喜び

—— 第八回働く年少者の保護運動実施のしおり ——

労働省婦人少年局

は し が き

このしおりは働く年少者の保護運動の意義や、今回の運動の趣旨、目標等を解説して、地方労働行政機関及び婦人少年室協助員のかたがたがその機能に応じた活動をされる際の便宜に供するものです。

なお、独自でとりあげようとする事業場、労働組合のかたがたが参考とされることを望みます。

昭和二十九年九月

労働省婦人少年局

目次

一、働く年少者の保護運動の意義	3
二、第八回働く年少者の保護運動実施要綱	4
三、ことしの運動の重点	7
1 趣 旨	7
2 目標のもつ意味	7
3 何がなされるべきか	9
四、行事について	9

(参 考)

年少者関係労働基準法実施状況(統計資料)	14
----------------------	----

一、働く年少者の保護運動の意義

年少者の労働は、太古、人間が生活資料を得るために労働した当初から存在したことでありましょう。やがて職業としての技能習得を個人的伝習に上らなければならなかつた年少労働（今日にのこる徒弟制度）の時代にはいりました。しかし、産業革命（一七七〇—一八二五年）以来、機械の発明と、作業の分割簡易化が進み、また、工場制度のもとに、生産が行われるようになり、熟練を要しない仕事が増加したので、賃金の安い年少者が多数雇用されるようになりました。

労働手段の機械化に伴い、利潤にふくれ、利潤を追う資本によつて、年少者は輕易安価な労働力として、無制限かつ、不当な労働にかゝりたてられるようになりました。ヨーロッパでは十九世紀の前半が最も著しい児童酷使の時代でしたが、わが国では少し後れて、一八七九、八〇年（明治一二、三年）頃からあらわれました。英国では労働力を救貧院の孤児や貧民に求め（日本では農村の子女）年令も五、六才から十四、五才、労働時間は実に十二時間、十四時間、甚しいのは十六時間にわたつて酷使されたということです。

作業環境や収容された寄宿舎施設も粗末で、衛生状態も悪く、伝染病や負傷でたおれるものが多く、児童は無知無節制で、風紀上も墮落していたといえます。この悲惨な状態は強く同情をひき、ついに重大な社会上、人道上的問題にまで発展しました。英国において一八〇二年に制定された「徒弟の健康及び風紀に関する法律」が英国の最初の工場法であると同時に世界最初のものでもありました。

わが国では一九一一年（明治四四年）に最初の工場法が制定されましたが、これらの法律は年少労働に関する保護法であつて、どの国でも、労働保護のはじまりは成人に先んじて年少労働の保護から出発しています。

それほどの問題は重大です。それは年少労働者が社会的に保護されるべき特別の理由をもつてゐるからです。それは年少者が単に弱いから保護されるべきだというのではなく、年少労働は年少者の心身の成育に危害を及ぼすおそれが非常に多いからで、多くの研究調査の結果が示しているところです。年少労働者の身体の發育、罹病率、生理的機能、認識の発達、人格の発達等に労働による発達のおくれや、ゆがみがあらわれています。元來、年少者は發育期にあつて、發育のために多量に消費されるべきエネルギーを労働の方にまわさざるを得ない点を考えれば、また、環境にある（学校生活のみの）年少者に比較して休位が劣つてゐる事実を思えば、容易にうなずけます。

これらの犠牲が個々の年少労働者の損耗としてあらわれることは勿論ですが、これを社会的にみて、年少者死亡率の増大、国民体位の低

下、無教育者の増大、国民文化や道徳の頹廃をもたらすことを恐るゝものは労働史によつて救われます。

そこで、養育盛りの年少者の心身の成長と、不当な経済的圧迫に対する機弱な抵抗力を保護するための特別の保護法を必要とすることが、当然のこととして考えられるわけですが、昭和二十二年に制定された労働基準法は、それまでにわが国に設けられていた工場法や鉱夫就業扶助規則、工業労働者最低年令法等の保護労働者に対する保護規定を集成補足し、しかもこれによつて事実上就業制限を受けることのないように考慮されながら保護の最低基準をきめたものです。この法に基いて女子及び年少者（十八才未満のもの）を特別に保護する細い規則が定められ、昭和二十二年十一月一日実施されました。働く年少者の保護運動はこの日を記念し、保護の趣旨の徹底をはかる日頃の活動を結集して、毎年全国的に展開されています。

しかし、なお年少労働の現状は、正常労働と名づけられる近代労働形態だけでなく、搾取労働や特殊雇用慣行などにみられる不健全な労働形態が、あとを絶たない次第です。

この現状を憂い、年少労働の歴史的事実を回顧し、保護法の制定された由来を思い、次代をになう者のたくましい成長を願つて、社会の各階層とともにこの運動の意義ある展開に努力を傾けたいものです。

二、第八回働く年少者の保護運動実施要綱

一、趣

第1

働く年少者の保護推進は、今日の厳しい経済情勢のもとにあつて、一段と強く望まれている。あすの日本の中堅労働者である年少者が、正しい労働意識と意欲をもつて働き、明るく力強く成長するよう、社会各層の協力を得て、こゝに第八回働く年少者の保護運動を全国的に展開する。

二、目 標

「働く年少者は、働くことに喜びをもつ」

この目標にそつて次の事項の実現をはかる。

イ、明るい職場環境と作業条件

ロ、正しい配置と教育訓練

ハ、楽しい職場雰囲気

三、名 称

第八回働く年少者の保護運動

四、期 間

昭和二十九年十月二十五日から

十一月八日まで

五、主 唱

労働省

六、賛 助

関係各省庁、中央青少年問題協議会、各報道機関、経営者団体、労働団体、その他関係団体

七、実施事項

(一) 中 央

1 啓発宣伝資料の作成

2 各都中央機関の協力を得て行う活動

新聞、機関紙(誌)、ラジオ、駅における構内放送、掲示等による啓発宣伝、その他、それぞれの機能に応じた活動

3 中央大会「働く年少者のつどい」開催

本運動につき一般の関心をたかめ働く年少者を慰安激励する。

開催地 神奈川、群馬、山口

4 年少労働者保護講座開催

使用者を対象として運動の目標にもとずき、学識経験者の講座を開催する。

開催地 東京、大阪、兵庫

5 働く青少年の作文募集（八月）の入選者発表

6 その他

労働者は右のほか、その機能により働く青少年保護の推進をはかる。

二 地方

A 労働省地方機関の行方行事

1 本省作成の啓発宣伝資料の配付活用

2 各地方機関の協力を得て行う啓発宣伝活動

新聞、機関紙、ラジオ、ニュース・カー、駅構内放送、掲示等

3 年少労働者保護座談会

運動目標をテーマとする。

事業主、労働組合、技能者養成その他年少労働者の教育関係者、関係官公庁係官等の会合の開催

4 働く年少者の一日講習会

運動目標にもとずくもの

5 働く年少者のつどい

運動目標をテーマとした講演または懇談とレクリエーション

6 その他

各地方の実状に適したもの

B 事業場、労働組合等の自主的行事

1 運動目標に即した各種の行事の開催

2 働く年少者の慰安厚生を目的とする企画の実施、行事の開催

三、ことしの運動の重点

1 趣旨について

経済自立を目ざして努力しているわが国は、今日様々の困難に直面しています。その中で私どもの最関心事は企業経営の不振その他の余波が年少労働者に及ぶ点です。

なぜならば、心身の成育途上にある年少者が、苛酷な労働から受ける精神上、肉体上の悪影響、あるいは失業による精神上、福祉上の弊害などは、成人がそれから受ける場合より遙かに大きいことは否めないからです。しかも年少者が将来の労働力として、力強く育成されなければならないことは、年少者個々のためばかりでなく、企業利益のためにも、また、国家的にみても重要なことは、どのように困難な社会情勢においても変わりはありません。

そこで、労働条件の低下によらず、労使双方の最善の努力によつて、諸困難に対処するという理想がことしの運動の趣旨の底流となつてゐるのですが、労働者が、体力、発言力ともに弱小の年少者である以上、「年少者が正しい労働意識と意欲をもつて働き、明るく力強く成長するよう」年少者が、その職場にあつて、進んで最善の努力を出せるような諸条件がととのえられるように使用者は勿論、成人労働者その他社会各層の協力が望まれるわけです。

2 目標のもつ意味

労働者は解雇でおどしさえすれば、一生懸命に働くものだという考えや、年少の労働者を安い賃金で、たおれるまで使つても、かわりはいくらでもあるという誤つた考えは既に過去のものです。労働者は労力の提供者であると同時に、複雑な感情をもち、刺激にさらされ、人格をもつ「人間」です。労働者の労働は血の通う現実の行動であつて、作業能率が感情によつて支配されることはいふまでもありません。

労働者が満足して働くことが能率向上の最大条件とされていますが、年少者の場合は感受性が強く、しかも社会人となつてから日が浅いために、社会に対し大きな期待を抱き、純真な心と目で成人の社会を観察しています。従つて、職場における作業上及び、対人関係の体験

が善悪にかかわらず、生きた教材となり、その影響力が大きいので、特に労働が年少者にとつて、喜びであり、同時に成長を意味しなければなりません。目標「働く年少者は働くことに喜びをもつ」は年少者が安価軽便な労働力として、一方的利用に供されて終ることを強く否定し、次代の中堅社会人として、ベトンが流れるような健康で有能な者となるように、その健全な成長の過程にあつて、年少者自らの努力に、周囲のものの強力有効な対処、協力が加わるべきことを意味しています。

しかし、この目標を実現するためには、当然、職場における物的面と、非物的面のあらゆる条件が問題となつてきます。人間が労働に際し、感情を高揚したり、低調にしたりする要因は数えきれない程沢山ありますが、ここではイ、ロ、ハの三項に分けてとりあげられるようにしてあります。働くことに喜びがもてるようにするには、三項目ともに欠くことのできない事項で、しかも相互に関連をもつています。以下簡単に説明を加えます。

イ、明るい職場環境と作業条件

労働に際して労働者に作用し、その人の労働のやり方や、労働の効果に影響を与える要件のうち、主として、外部的条件についてとりあげる項目です。すなわち、空気、温度、湿度、照明等の環境労働条件、及び工具、機械、労働の強度、時間、賃金などの本質的な労働条件などの合法適正化を目的とします。

ロ、正しい配置と教育訓練

労働する能力を質的に決定するものは適性配置と技能教育訓練ですが、ここでは教育の範囲を広くして、正しい労働意識を培う労働教育や入職訓練、それから、安全衛生に関する教育をも目途しています。なお、監督者、指導者の監督指導の技術も併せてとりあげられるべきです。

ハ、楽しい職場雰囲気

職場雰囲気は快、不快は前項イ、ロ、ともに密接な関連をもつていますから、重複する要素もあるわけですが、一般教育、福利厚生、賃金制度、昇進制度、産業関係（企業内における労働問題一般）、人間関係（企業内における対人関係・労使間、労働者間）などの管理を労使ともに新しい感覚でとりあげて、年少者に対し、公平、正義、信頼、理解をもつて与らなければならないということです。

3 何がなされるべきか

ことしの運動は非常に展開しにくい社会情勢、経済情勢下にあつて、しかも、運動の趣旨の重要性が最も強調されなければならない点、一見矛盾しているようで、実施上困難が多いことと思われ、特に事業主の理解を得ることが肝要です。企業の存立をきせいとすると、年少者保護ではなく、企業目的と年少労働保護の合致点を、労務管理によつて見出そうとするものであることを強調します。

目標の労働の喜びの源泉となるものは労働関係では作業の種類、作業成績、作業条件、監督者の扱い方、同僚との関係など、からくる満足感、そのほか、災害、身分などの保証からくる安心感など数えれば沢山ありますが、そのどれも労働省地方機関の指導監督啓蒙の活動によつて、向上が望めるものです。例えば就職を希望する年少者の職業指導から、年少労働者の諸問題に至るまで実に広範囲にわたつております。

ただ、事業場によつては既に労務管理に関する新しい研究を進めているところもありますから、その成果をみて、批判も必要となります。よう。企業規模、事業主の考えの傾向など対象によつて、機動的にとりかはらうことが大切です。

四、行事について

運動の実施要綱に盛られている各種行事は中央実施と地方実施のものに分かれ、地方実施のものは更に官公庁と事業場、労働組合等とに分れて、行事の種類や、テーマ、対象などについて定めています。これら数種の行事は実施が望ましく、また実施可能な筈の行事の見本であるといえます。従つて、本旨がそれないならば、どのようにも工夫が加えられてよいわけです。ところで、主催する方は、毎年のことで変りばえのなきが気になるものです。斬新有効な企画は最も望むところですが、年少者を対象とする大会、座談会、講習会などは対象が成長の激しい年少者であるだけに新陳代謝が考えられますし、たとえ同じ年少者であつても、成長による受け方の進歩が考えられますから、さほど問題にしないでよいでしょう。

事業主、監督者、労働組合その他の成人を対象とする保護座談会などでは対象の選定に工夫が必要です。ことしのテーマでは座談会が、事業場の横の連絡にまで発展して、事業主や、監督者達が、年少者の保護推進を目的とする労務管理の研究の会合をもつようになれば成功と申せましょう。

年少労働者保護講座（要綱七一（一）（四））はことしの新しい企画です。ことしの目標の達成には、旧来の、働き働け式では間に合わず、企業、三つの基本機能、すなわち、支配、管理、作業のうちの管理、その中の労力の管理といわれる労務管理の再検討が促されています。そこで、この方面の学識経験者を中心に事業主の研究をすすめようとするものです。保護育成の対策をもつ事業主、あるいは、既に労務管理による効果を得ている事業主などが、講師の理論を助けるならば非常に望ましい講座となります。この行事は中央行事として東京、大阪、兵庫の三カ所だけで開催されるのですが、独自の開催が可能な地方があるならば、それは望むところです。

この運動は回を重ね、ことしは第八回になりますので、相当に浸透し、事業場、労働組合が自主的にとりあげている例が沢山あります。これは歓迎すべきことです。さらにできれば、大企業の事業場は下請工場に働く年少者をも参加させたり、地区内の他の事業場（中小規模の）にも呼びかけて行事の企画実施に協力しあったり、あるいは商店街で、商店主が協力して小売員のための企画を行うなど、また、労働組合の場合は近くの未組織労働者と共に、その年少者をも対象としてよりよい状態への道について力を貸すことなどがこの運動の展開に伴って実現するならば、労使ともに地域社会の協力が結実するわけで、その効果は倍加されるものと思われれます。

年毎に運動目標が定つても、年少者の保護育成という大目的は一貫したものですから、昨年度までの全国の「運動結果報告」（婦人少年室に送附済み）に記載の各地の具体例をも参考にしてことしもまた、意義ある行事が全国に繰り広げられることを期待します。

労働者作成啓蒙宣伝資料

種 目

対 象

内 容

壁 新 聞

各 階 層

運動周知兼目標解説

リーフレット

事業主・労働者

運動目標

年少労働者

事業主、他主

勞務管理

(参 考)

年少者關係勞働基準法実施狀況(年少勞働統計資料)

基準法適用事業場労働者数

(昭和27年12月末現在)

未満	満18才以上			合 計		
	計	男	女	計	男	女
398,742	9,680,115	7,435,630	2,244,485	10,424,173	7,780,030	2,644,143
380,756	10,087,999	7,885,208	2,402,791	10,795,022	8,010,794	2,784,228
293,153	4,430,240	3,244,779	1,185,461	4,934,823	3,456,209	1,478,614
8,189	487,921	428,422	59,499	518,487	450,799	67,688
19,618	1,079,138	958,142	120,996	1,163,778	1,023,164	140,614
21,799	528,871	403,658	125,213	564,281	417,269	147,012
7,018	191,815	144,061	47,754	209,371	154,599	54,772
195,521	784,904	245,288	539,616	1,011,680	276,543	735,137
5,966	380,986	322,029	58,957	407,937	343,014	64,923
18,125	394,201	273,687	120,514	432,177	293,538	138,639
5,462	145,390	117,322	28,068	162,823	129,333	33,490
10,762	253,964	185,389	68,575	278,824	199,487	79,337
693	183,090	166,781	16,309	185,465	168,463	17,002
2,511	588,961	529,008	59,953	598,608	536,144	62,464
1,509	437,536	396,182	41,354	442,981	400,118	42,863
1	6,572	6,152	420	6,583	6,162	421
453	71,940	64,302	7,638	73,949	65,858	8,091
136	22,430	19,341	3,089	22,985	19,740	3,245
392	50,485	43,031	7,452	52,110	44,266	7,844
2,403	1,321,769	1,176,551	145,218	1,338,389	1,190,768	147,621
5,452	780,271	728,275	51,996	792,952	735,504	57,448
847	219,889	199,787	20,102	222,554	201,605	20,949
3,721	202,991	171,345	31,646	213,101	177,698	35,403
835	165,289	150,419	14,870	171,513	155,794	15,719
29,355	786,801	528,206	258,595	868,270	579,711	288,559
8,186	295,937	198,287	97,650	308,555	202,714	105,841
1,182	52,261	31,464	20,797	54,067	32,084	21,983
6,639	152,693	106,159	46,534	162,663	109,490	53,173
2,448	157,010	98,687	58,323	161,115	100,343	60,772
9,089	159,683	64,165	95,518	169,842	65,232	104,610
7,240	271,858	73,235	198,623	281,994	76,126	205,868
47	14,492	12,277	2,215	14,736	12,474	2,262
2,224	142,277	116,726	25,551	146,600	118,824	27,776
5,424	345,577	255,838	89,739	355,240	260,074	95,166

第 1 表 業種別、男女、年令別労働

区分 法第8条別業種別	満 15 才 未 満			満 15 才以上満 18 才	
	計	男	女	計	男
昭和 28 年 計	9,407	8,491	918	734,651	335,909
昭和 27 年 計	9,638	8,957	681	697,395	316,629
1 号 工 業					
小 計	—	—	—	904,583	211,430
金 属 工 業	—	—	—	30,566	22,377
機 械 器 具 工 業	—	—	—	84,640	65,022
化 学 工 業	—	—	—	35,410	13,611
器 具 及 び 土 石 工 業	—	—	—	17,596	10,538
紡 織 工 業	—	—	—	226,776	31,255
製 材 及 び 木 製 品 工 業	—	—	—	26,951	20,985
食 料 品 工 業	—	—	—	37,976	19,851
印 刷 及 び 製 本 業	—	—	—	17,473	12,011
そ の 他 の 工 業	—	—	—	24,860	14,098
ガ ス 電 気 及 び 水 道 業	—	—	—	2,375	1,682
2 号 鉱 業					
小 計	—	—	—	9,647	7,136
石 炭 鉱 業	—	—	—	5,445	3,936
石 油 鉱 業	—	—	—	11	10
金 属 鉱 業	—	—	—	2,009	1,556
非 金 属 鉱 業	—	—	—	555	399
土 石 採 取 業	—	—	—	1,627	1,235
3 号 土 産	—	—	—	16,620	14,217
4 号 交 通	—	—	—	12,681	7,229
5 号 貨 物 取 扱	—	—	—	2,665	1,818
6 号 農 林 産 業	68	32	36	10,042	6,321
7 号 畜 産、水 産	254	240	14	5,970	5,135
8 号 商 業	9,197	8,588	609	72,272	42,917
9 号 金 融、広 告	8	3	5	12,610	4,424
10 号 映 画、演 劇	11	7	4	1,795	613
11 号 通 信	1	1	—	9,969	3,330
12 号 教 育、研 究	2	1	1	4,103	1,655
13 号 保 健、衛 生	4	1	3	10,155	1,066
14 号 娯 楽、観 光	44	39	5	10,092	2,852
15 号 清 掃、と ち	—	—	—	244	197
16 号 官 公 署	1	—	1	4,322	2,098
17 号 そ の 他	48	45	3	9,615	4,191

注) 労働者労働基準局調

児童、生徒の就業状況

(昭和26年4月～27年3月)

卸売及び小売	金融業	運輸業	電信、電話業	医療保健業	教育	映画製作及び配給業	劇場及び興業	(映画を除く)				対個人的サービス業	経済団体	その他遊藝、娯楽	他に分類されない修業	公務		
配達	雑役	事務見習	事務見習	事務見習	見習	事務補助	子役	歌手	ダンス	舞踊	事務補助	役病見習	抽手、観場区	雑役	雑役	事務見習		
17	4	9	29	26	21	19	206	22	318	77	113	1	2	5	2	9	1	142
12	5	3	26	15	3	8	91	5	169	2	2	0	1	0	2	8	1	62
5	1	6	3	11	18	11	115	17	149	75	111	1	1	5	0	1	0	80

2) 本調査は既に2回行われているが、その数は次のとおりである。

	計	男	女
昭和24年度	4,845	4,210	635
昭和25年度	5,585	4,968	1,218

第4表 年度別、条文別年少者関係の違反件数

(昭和23～27年)

条文別	(A) 違反事件数	(B) 年少者関係事件数	(C) 56条最低年令	(D) 57条年少者の書	(E) 58条労働契約者約	(F) 59条労働契約者約	(G) 60条休年少労働時間	(H) 62条深夜業	(I) 63条制業危険有就業	(J) 64条坑内労働止	(K) 68条是郷旅費
年別											
昭和23年	506,247	41,815	2,376	30,083	510	171	5,778	1,408	1,356	108	25
昭和24年	1,257,924	74,402	2,721	55,182	1,152	382	10,078	2,934	1,751	154	48
昭和25年	939,339	50,713	1,458	32,140	442	263	11,220	3,677	1,348	125	40
昭和26年	780,721	38,238	925	26,681	232	169	6,271	2,849	997	89	25
昭和27年	433,047	15,685	798	4,746	218	92	6,126	2,799	759	132	15
		(B/A) %	(C/B) %	(D/B) %	(E/B) %	(F/B) %	(G/B) %	(H/B) %	(I/B) %	(J/B) %	(K/B) %
昭和23年	100	8.3	5.7	71.9	1.2	0.4	13.8	3.4	3.2	0.3	0.1
昭和24年	100	5.9	3.7	74.2	1.5	0.5	13.5	3.9	2.4	0.2	0.1
昭和25年	100	5.4	2.9	63.4	0.9	0.5	22.1	7.2	2.7	0.2	0.1
昭和26年	100	4.9	2.4	69.8	0.6	0.4	16.4	7.5	2.6	0.2	0.1
昭和27年	100	3.6	5.1	30.3	1.4	0.6	99.1	17.8	4.8	0.8	0.1

注) 1) 労働省労働基準局調査資料による。

2) 昭和23年の調査期間は2月～12月であるが、他の年は1月～12月である。

3) 昭和27年4月以降57条違反は形式的違反の一つであるので集計されていない。

第 2 表 使用許可証明書からみた

業 種 性 別	数	農 業		林 業		水産業		製造業		建設業		運輸業		情報業		サービス業		その他	
		農	林	水	漁	水	産	製	造	建	設	輸	運	情	報	サ	ー	ビ	ス
計	4,911	8	21	3	108	36	101	1	47	27	3,281	2	1	38	214				
男	3,953	7	9	3	108	34	99	1	31	6	3,100	2	1	8	131				
女	958	1	12	0	0	2	2	0	16	21	181	0	0	30	83				

注) 1) この調査は各都道府県労働基準局に保管されている使用許可証明書の写のうちで、各年共その年の4月1日から翌年3月末日までに使用され、且つ同年4月10日までに各基準局にその写が提出されたものを基礎資料とした。

第 3 表 年度別、規模別違反事業場数

(昭和 23 ~ 27 年)

区 分 年 別	監 督 実 施 事業場数	違反のなかつた事業場				違反のあつた事業場				
		計	大	中	小	計	大	中	小	
数	昭和23年	169,101	21,638	2,941	8,209	10,488	147,463	11,318	65,952	70,193
	昭和24年	404,995	45,904	4,061	17,434	24,409	359,091	17,018	137,093	204,980
	昭和25年	338,014	115,656	14,774	48,726	52,156	222,358	13,987	91,027	117,344
	昭和26年	326,123	140,927	23,054	61,168	56,705	185,196	14,148	79,983	91,065
	昭和27年	282,315	138,072	22,745	58,876	56,451	144,243	11,715	65,072	67,456
構 成	昭和23年	100	12.8	1.7	4.9	6.2	87.2	6.7	39.0	41.3
	昭和24年	100	11.3	1.0	4.3	6.0	68.7	4.2	33.8	50.6
	昭和25年	100	34.2	4.4	14.4	15.4	65.8	4.1	26.9	34.7
	昭和26年	100	43.2	7.1	18.8	17.4	56.8	4.3	24.5	27.9
	昭和27年	100	48.9	8.1	20.9	20.0	51.1	4.1	23.0	23.9

- 注) 1) 労働省労働基準局調査資料による。
 2) 大は労働者 100 人以上、中は 100 人未満 10 人以上、小は 10 人未満の事業場を示す。
 3) 23 年は 5 月より 12 月までの数字である。
 4) 違反事業場数は再監督の結果違反の是正がされていないものを含まず。

第 5 表 技能者養成認可及び実施事業場数調

(昭和 28 年 6 月)

事業の種別	労働者数別	技能者養成認可事業場数							技能者養成実施事業場数							計
		5人未満	5人以上 10人未満	10人以上 20人未満	20人以上 30人未満	30人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上	5人未満	5人以上 10人未満	10人以上 20人未満	20人以上 30人未満	30人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上	
鉱業																
原油		134	1	—	1	—	—	1	126	1	—	—	1	—	—	129
石油		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
天然金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ガソリン		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生油		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業用		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設																
土木		11	18	9	1	—	—	39	9	15	2	1	—	—	—	27
建築		6,334	59	9	3	—	—	6,405	5,716	49	8	3	—	—	—	5,776
製造業																
食品		2,872	523	13	10	—	—	3,418	2,329	329	10	9	—	—	—	2,677
繊維		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衣類		1,030	547	120	111	13	12	1,833	725	482	107	88	13	10	—	1,425
皮革		11,307	289	4	2	1	—	11,603	8,456	214	2	2	—	—	—	8,674
木材		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
家具		231	21	2	—	—	—	254	177	18	2	—	—	—	—	197
金属		2,363	154	14	6	—	—	2,537	1,954	133	12	6	—	—	—	2,105
機械		—	2	3	7	3	—	15	—	2	2	3	—	—	—	10
印刷		106	117	24	16	3	1	266	91	99	19	14	2	1	—	226
紙工		2	2	1	7	2	6	20	2	2	1	4	2	5	—	16
石油		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石炭		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴム		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
皮革		69	9	1	—	—	—	69	63	2	1	—	—	—	—	66
ガラス		37	30	24	30	5	—	126	30	14	14	23	4	—	—	89
金属		94	232	48	25	7	13	419	69	158	33	24	6	13	—	303
機械		366	69	18	21	1	1	466	333	59	15	16	1	1	—	425
電気		341	240	74	87	24	9	775	259	179	60	73	22	7	—	600
化学		16	9	5	10	8	12	60	10	5	5	7	8	11	—	46
繊維		78	54	29	29	16	27	233	64	37	13	19	13	24	—	170
印刷		30	11	7	7	—	4	59	12	11	3	4	—	4	—	34
その他		430	12	4	2	—	—	448	175	10	4	2	—	—	—	391
卸売																
一般		2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
衣類		23	—	—	—	—	—	23	25	—	—	—	—	—	—	23
小売																
百貨		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交通																
鉄道		—	2	1	—	1	—	4	—	2	1	—	—	1	—	4
道路		1	2	9	6	—	—	14	1	2	2	6	—	—	—	11
水路		—	1	4	3	—	—	8	—	1	2	3	—	—	—	6
航空		—	1	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	1
電力		—	3	—	1	—	2	6	—	3	—	—	—	—	2	5
サービス																
対個人		162	—	—	—	—	—	162	105	—	—	—	—	—	—	105
自動車		160	86	32	6	1	—	285	136	79	27	4	—	1	—	247
その他		980	17	2	—	—	—	999	784	12	2	—	—	—	—	798
合 計		27,164	2,505	448	392	85	87	30,681	21,851	1,919	348	312	78	78	24,584	

注) 労働省労働基準局調

第 6 表 各 年 別 技 能 者 養 成 推 移 状 況

(昭和 23 年 12 月 ~ 27 年 12 月)

年 別	指定職数	技能者養成認可事業場数	技能者養成指導員数	廣 告 入 得 者 数	技能者養成修了者数
昭和 23 年 12 月	47	65	—	1,968	—
昭和 24 年 12 月	47	209	561	2,399	—
昭和 25 年 12 月	47	1,763	4,207	8,275	—
昭和 26 年 12 月	120	9,457	14,181	26,729	1,877
昭和 27 年 12 月	121	24,146	31,539	50,012	4,502

注) 労働者労働基準局調

第 7 表 男 女 別 死 傷 災 害 発 生 状 況

(昭和 27 年)

年令別男女別 調査事項		18 才 未 満			18 才 以 上			合 計			
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	
昭和 26年	計	労働者数	754,955	353,433	401,522	9,687,705	7,478,626	2,209,079	10,442,660	7,832,059	2,610,601
		死傷件数	13,335	9,917	3,418	519,086	498,705	20,381	532,421	508,622	23,799
	2号を 除く計	労働者数	744,783	346,220	398,563	9,108,078	6,961,188	2,146,890	9,852,861	7,307,408	2,545,453
		死傷件数	12,257	8,946	3,311	374,252	356,219	18,033	388,509	365,165	21,344
昭和 27年	計	労働者数	707,100	325,500	381,600	10,088,000	7,865,300	2,402,700	10,795,100	8,010,800	2,784,300
		死傷件数	13,200	10,500	2,700	471,200	451,600	19,600	494,400	462,400	22,000
	2号を 除く計	労働者数	697,500	318,400	379,100	9,499,000	7,156,300	2,342,700	10,196,500	7,474,700	2,721,800
		死傷件数	12,100	9,500	2,600	341,500	324,100	17,400	353,600	333,600	20,000

